



自然公園は生きものがいっぱい！ でも、ゴミもいっぱい！

寄稿：櫻本幸実（徳島県自然公園監視員）

【徳島県自然公園監視員の活動をふりかえって】

徳島県は、平成十六年度に「自然公園監視員制度」を制定し、自然公園の保全と適正な利用のための監視活動をスタートしました。国立・国定公園はNPO団体に委託、県立公園は県民公募によって委嘱職員として任命し、不法行為の監視と自然環境情報の収集を目的にパトロールを実施しています。

この制度への参加経験を通じ、身近な自然の大切さと共に、自然が抱える様々な問題も実感しました。また、「生態系の保全と野生生物保護の機能を自然公園法に位置づけるべき」との要請から「改正自然公園法」が平成15年4月1日に施行、自然公園における生物多様性保全の視点が明文化されており、この制度の重要性を痛感しています。

この紙面では、話題性や問題性のあるものの一部を紹介し、希少種の公開は避け、また、希少種に限らず「取って置き」や「様々な問題事」もたくさんありますが同様に公表は控えました。六年目を迎えた今も、未だに新しい発見や自然の不思議に出会います。同時に新しいゴミにも。更に加えて、最近気になるのは「外来種問題」です。

皆さんも一度、監視の視点で身近な自然を見つめてみてはいかがでしょうか？ 新しい気づきが芽生えることとします。（「ゴミ・マップ」と「里山の彩」そして「改正自然公園法の概要」を3頁～6頁に添付しました。参考まで。）



生活環境保全林が廃棄物投棄林に！
 駐車場と進入路が投棄を容易にした。谷から引き上げた産業廃棄物と事業系廃棄物。 2006.05.06



つながる命と命！ ヒグラシを襲うオオカマキリ。身近な自然で繰り広げられる自然の営みは、まさに生きた教材。 2005.08.06



天敵の絶滅が引き起こす！ 野性鳥獣の被害拡大。阿讃山脈にも広がるニホンジカの生息。糞塊、食害や角研ぎの痕跡が点在。 2005.05.08



山道でロード・キル！ トガリネズミ受難。四国に生息するのは亜種シコクトガリネズミ？ この地域では初の目撃かも？ 2006.05.06



何故戦う必要があったのか！？ 未だ謎のまま。カラスヘビ(シマヘビの黒化型)とマムシの死闘、マムシが圧死で決着した。 2006.08.26



国道でロード・キル！ ハクビシン受難。在来か？ 外来か？ 未だ解明されず。アライグマは香川県や鳴門市で生息域を拡大中。2008.07.13



外来種がレジャーに一役！？ 危うい地域の生態系。ダム湖への放魚が流域全体に。下流の堰堤ではブルーギルが入れ食い状態。2008.10.19



拡大する野性鳥獣と人との摩擦！ 箱罠にイノシシが三頭。小さいものは放ち来年に期待とか？ 個体数管理の裏に生じる課題。2008.12.28



数百mの区間に植えられた！？ 中国原産のタカサゴユリ。安易な植花が自然を壊すかも？ ナルトサワギクも侵入し始めた。 2009.08.23

ピオトープ・サロン 会員紹介コーナー

記者：編集担当

多忙な合間を縫って、原稿を寄せていただきました。ピオトープ管理士になる前と後の意識の変化に注目です！

【平岡竹美(ヒロオカタケミ)のプロフィール】

勝浦町出身・在住 / 職業：会社員 / A型 / 蠍座 / 小さい夢：夜フクロウの鳴き声を聞きながら寝る

自己紹介ですが、今のところピオトープニュースに載せられるような活動が何もできていません。30年近く在籍していた野鳥の会も今年、止めてしまいましたし、地元でのボランティアも休止の状態です。こんな私ですが現在は、仕事に専念していて二足の草鞋に追われる日々です。建設業の事務の空き時間にと始めた副業の方が忙しくなり、特に最近では本業である建設業の事務をする時間の確保に四苦八苦で、少々焦り気味・・・な毎日です。すみません、少々愚痴っぽくなってしまいました。ここで、言い訳を言っても良いわけじゃないですね。(笑?)

さて、ピオトープ・ニュース009のQ&Aコーナーの質問は私でした。メキシコ万年草の原産地は、やはりメキシコなんですね。以前、万年草は日本が原産なのでメキシコ万年草もかなり遡れば日本が原産かも?という記事をご自分で目にしたような気がしたのですが・・・

疑問や感心を持ったのは、やはりピオトープの勉強をしてからです。それまでは、ただ花がきれい! 育てるのが簡単! 雑草押さえになる・・・そんな単純な気持ちから、もってきたその草を塀の足下に植えていたのですが、何年かたつ内に、近所の草地に転々とその草が広がって行き、在来の草花まで押さえ込んでしまう勢いで、年々近くの谷川のブロックなどにはびこっています。

そのうち、ピオトープの勉強をしてから改めてその様子を見てみると、私は、とんでもないことをしてしまったんじゃないか?と言う焦りにも似た疑問が湧いてきたのです。ピオトープと言う観念から、色々なものを見てみると、ただの草むらも小鳥の餌場だったり、小動物の隠れ家だったり、昆虫のすみかだったり、今まで気づけなかった用途があるものです。改めて、この地球は人間だけのものではないことに気づかされます。

各地の湖、ダム湖や河川で、在来のフナや鮎などを脅かすブラックバスやブルーギル! 田んぼで増え続けるジャンボタニシ! ペットとして飼われていて安易に捨てられ凶暴化するワニガメやアライグマ等々・・・今では、人間のエゴや小さな失敗が後々、取り返しのつかないことになってしまいうることがあることを、多くの人に知ってもらいたいと思うようになっていきます。外来種には天敵がいらないことを考慮すると、本来の日本の原風景を保全するのは、やはり人間しかいないのかな? とも思っています。

今回の会員紹介は、道路や河川工事でのピオトープ保全・創出がご専門の「丸岡次郎さん」につなぎます。

ピオトープ・ナビ Q&Aコーナー

記者：犬伏潔(会員)

【Q(質問) Sさん】

生物多様性という言葉を目にします。なんとなくわかるのですが、もっとわかりやすい言葉はないのですか?

【A(回答)「つながり」と「個性」】

生物多様性は「生物多様性条約」以降、一般化してきましたが、一言で表現するには難しい内容となっています。端的には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の三つのレベルが求められています。

もっとわかりやすく伝えるには、「つながり」と「個性」という言葉があげられます。「つながり」は、生物同士や世代を超えた命のつながりです。また、日本と世界、地域と地域、水の循環などを通したつながりもあります。「個性」は、同じ種であっても個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然があり、それが地域の文化とも結びついて地域に固有の風土を形成していることでもあります。

また、単に生物の種類が多ければ良いということではない点に注意が必要です。例えば、高山帯や砂漠、川原や草原の生態系は生物の種数が少ないですが、その地域や土地固有の生態系として重要な価値があります。

こうしたことから考えると、「生物多様性保全」とは、即ち、「多様なピオトープ(野生生物の生息・生育空間)の保全」に他ならないということですね。「第三次生物多様性国家戦略」は下記からダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/nbsap3/>

ピオトープ・ナビ 雑学コーナー

記者：榎本幸実(会員)

【植樹や植林活動には地域性苗木を!】

近年、市民活動による植樹や植林活動が盛んになっています。しかし、その苗はどこから来たのでしょうか?

森林を構成する樹種は、同じ地域であっても、海岸部と内陸部では異なり、地質や方位(日照)、尾根や谷などの地形、標高など、場所ごとの環境によっても異なります。また、扇状地や氾濫原は、洪水などによる攪乱によって、更新が繰り返されます。

植樹活動の中には、樹種の選定が不適切なものや、樹種は適切でも種子の産地が外国のものや他地域のものなどを購入している事例も少なくありません。

こうした中、地域性苗木の重要性が注目されています。従来は、郷土樹種とか在来種の苗と言うことで、種名は意識されますが、苗の出生や自然環境下での生育環境への配慮は不十分でした。今後は、次のようなことに十分配慮することが求められています。

森の将来像：目指すべき森の姿を明らかにする

構成樹種：植栽場所の環境に応じた自然林を手本に

植栽密度：成長過程を予測した本数とその管理を

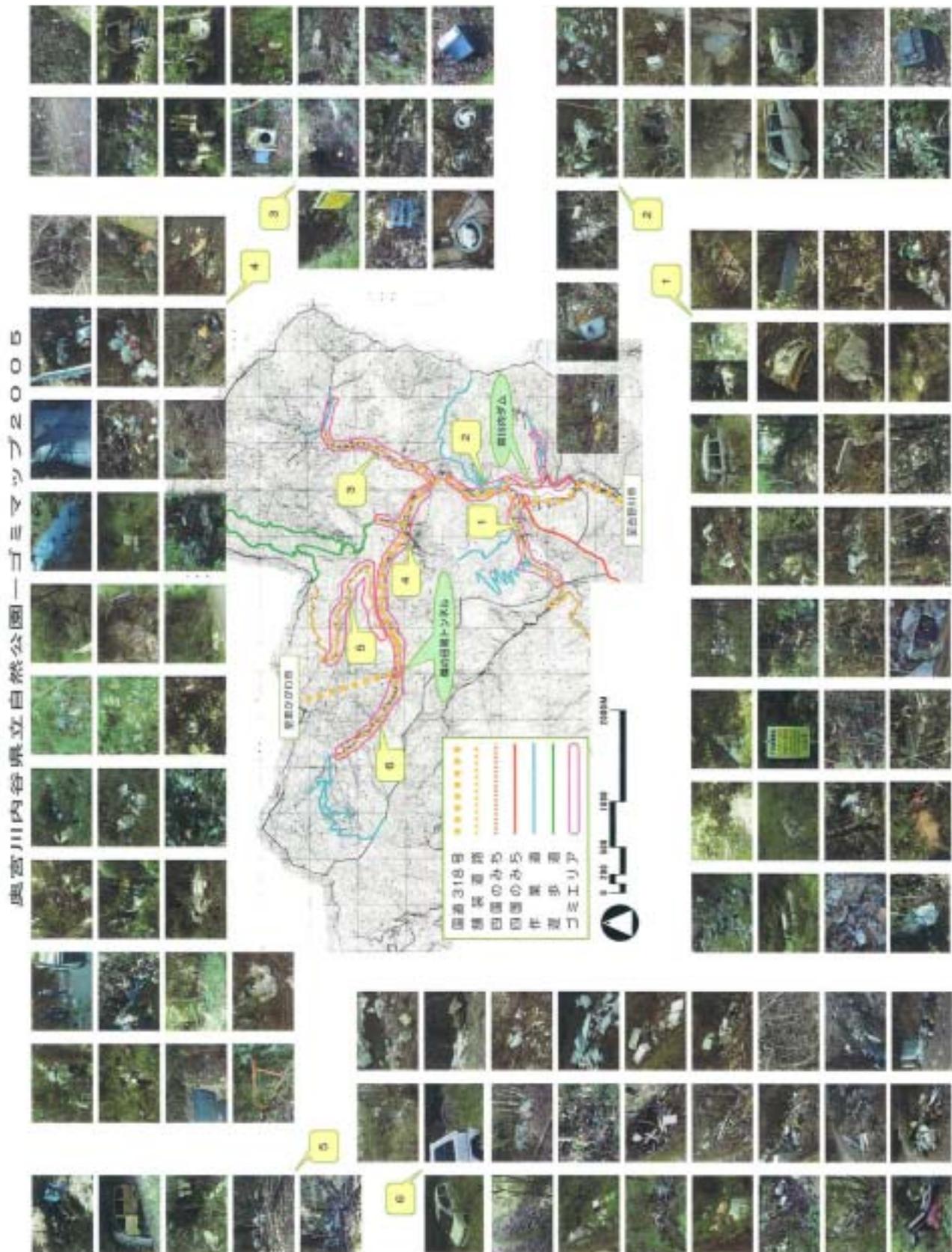
地域遺伝子：種子の採取は極力最寄りの地域から

多様な母樹：種子は種ごとに様々な母樹から少量ずつ

地域ごとに多様な動物は、その地域や場所ごとの多様な植物に依存しています。このことから植樹活動は、その地域の自然地に配慮すると共に、そこに自生する多様な母樹から採取した多様な地域遺伝子を持つ種子から育てた「地域性苗木の採用」が望まれます。

編集後記

ピオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の活動やお仕事、日常生活を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集：榎本幸実



監視員制度による監視活動初年度(平成 16 年度)のミッションは、自然公園ガイドブック制作のための情報収集とその素案づくりとされ、予算も確保されました。そして、自然公園の保全と適正な利用の普及啓発をねらっての発行が予定されていました。しかし、諸事情から次年度に持ち越され、情報収集が継続されました。その後ご承知のとおり、財政難から予算確保が困難となり自然消滅してしまいました。6 年目を迎えた今年度は、ゴミの撤去と施設の改修のための情報収集がミッションとされ、監視員の面々は自然公園の環境改善に期待しつつ汗を流しています。

ここで紹介した「ゴミマップ」の他にも「生きものマップ」「自然公園ガイド・マップ」「自然公園だより」などの素案も制作していますが、自然環境情報発信のための内容充実を図るべく監視活動を続けています。パンフレットや広報誌は印刷費の確保が困難であっても、情報発信の手段は多様です。自然公園の保全と適正な利用とともに、生物多様性保全のためにも、あらゆる手段を駆使して野生生物の生息・生育空間(ビオトープ)を保護・保全することが望まれます。

■里山の彩り…春から夏へ (阿讃山脈の薪炭林で見られる身近な山野草)



公園区域内には、「四国のみち」や「各種保全林の作業道や遊歩道」が整備され、谷筋、尾根筋、山腹と、それぞれのルート毎に異なる環境特性があり、生息・生育する動植物も多様です。

■里山の彩り…夏から秋へ (阿讃山脈の薪炭林で見られる身近な山野草)



里山は、色とりどりの花や様々な昆虫たちが四季を演出してくれます。時折、来訪者とも出会います。老父婦、若いカップル、家族連れ、狩猟者や林業関係者、多様な自然が多様な人々を呼び込みます。

改正自然公園法の概要

自然公園法改正に伴い、自然公園法施行令が改正され、平成18年1月から、国立・国定公園の特別保護地区において、[1]木竹以外の植物を植栽すること(木竹は既に禁止)、[2]植物の種子をまくこと、[3]動物を放つことが禁止されました(参照: http://www.env.go.jp/nature/park/rel_ctrl/index.html)。しかし、植物も動物もその場所に止まることはありません。特別保護地区に限らず、安易な行動は慎むべきでしょう。

改正については環境省はじめ、都道府県の取り組みを紹介したホームページがあります。関心のある方は、「自然公園法改正」「改正自然公園法」等のキーワードで検索してみてください。以下、参考まで。

----- 自然公園だより（東京都）ホームページより改変 -----

今回の改正は、平成13年11月16日に環境省から中央環境審議会に対し、「自然公園の今後のあり方について」が諮問され、その中間答申が平成14年1月29日に提出されました。また政府の総合規制改革会議答申(平成13年12月11日閣議決定)においても「生態系の保全と野生生物保護の機能を自然公園法に位置づけるべき」とされました。

これらを受けて「自然公園法の一部を改正する法律」が平成14年4月24日に環境大臣より交付され、改正自然公園法は平成15年4月1日より施行されました。

自然公園における生物多様性等保全の要請

現在の直面する問題

利用者の増大とその踏み込み等に伴う自然生態系への悪影響、特定の野生動物の採取圧の増大

社会・経済状況の変化により、里地・里山、草原などの手入れが行き届かず、2次的自然が質的に変化。

登山道、トイレなどの管理の改善などきめ細かな公園管理の必要性

利用調整地区

利用可能人数の設定等により、当該地域の自然生態系の保全と持続的な利用を推進

生態系保全対策の充実

昆虫類・サンショウウオなどの野生動物の捕獲、土石・廃棄物等の集積・貯蔵などの行為について、一定の制限。

風景地保護協定

地方公共団体・地元民間団体などが土地所有者などと締結し、当該土地を管理。

公園管理団体

団体として指定し、地域密着型の国立・国定公園の管理を推進

- ・風景地保護協定による土地の管理
- ・登山道の補修
- ・利用者の情報提供 など

主な改正内容

- (1) 国及び地方公共団体の責務に多様性の確保を追加(第三条)
- (2) 特別地域又は特別保護地区における規制の追加(第十三条、第十四条)
- (3) 利用調整地区制度の創設(第十五条～第二十三条)
- (4) 風景地保護協定制度の創設(第三十一条～第三十六条)
- (5) 公園管理団体制度の創設(第三十七条～第四十二条)
- (6) 中止命令等違反行為に対する是正措置の強化(第二十七条)
- (7) 都道府県立自然公園の条例についての規定の拡充(第六十条～第六十二条)

改正内容の概要も紹介されています。詳しくは、下記のアドレスにアクセスしてみてください。
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sizen/kouen/dayori/dayori.htm>